

貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項の一部を改正する件に関する意見公募
手続の結果について

令和8年6月16日

経済産業省

貿易経済安全保障局

経済安全保障政策課技術調査・流出対策室

「貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項の一部を改正する件に対する意見募集」について、令和8年3月23日から同年4月21日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

※行政手続法第四十三条第二項の規定に基づき、提出意見は整理又は要約しています。

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	意図しない法令違反に繋がらないよう、関係法令や品目リストを整理・統合するなど、安全保障貿易管理に係る外為法関係法令の根本的な見直しを希望する。	頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
2	制度の実効性という観点から、現行の運用体制に重大な課題を認識。 実効性を担保する観点から、輸出検査体制の抜本的な強化、虚偽申告や無許可輸出に対する罰則の強化および適用の厳格化、また手荷物・小口貨物・混載貨物を含めた包括的な監視体制の構築を強く要望。 制度面の整備に加え、現場における執行力の強化が伴わなければ、重要管理対象技術の適切な管理は達成できないと考えるため、実効性ある制度設計および運用の強化を希望。	頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
3	官民対話の窓口となる「所管原課」を告示や通達等で明示すべき。	官民対話の窓口となる「所管原課」については当省 HP 上にて公表しており、現時点で告示や通達にて明示することは予定しておりません。
4	1. 「永久磁石の設計または製造に係る技術」について具体的な範囲を提示してほしい。購入した磁石を使用するのみは対象外ではない認識だが、磁石に加工を行う場合やリマニュファクチュアリングなどで磁石を再活用する際の処理などが対象になるのか明確にしたい。	1. 本措置においては、永久磁石の設計又は製造に不可欠な技術が対象と考えております。 また、ご指摘の「磁石加工、リマニュファクチュアリングの処理」が具体的に何を指すか必ずしも明らかではありませんが、例えば、永久磁石の表面研磨工程については、対象に含まれます。磁石加工については本告示の対象となる可能性が高いと考え

	<p>2. 磁石を海外から調達する際に提示する磁石の仕様や、外国製の磁石を輸入する場合に、日本国内の磁石に関する特許クリアランスを行うことは、公知ではあるが広義の「技術の開示」に相当するのではないかと認識。これらが対象になるのか明確な定義を求めたい。対象の場合、海外から磁石を購入する際の障害になるため内容を限定的にするなど、緩和措置も検討してほしい。</p> <p>3. 磁石メーカーの生産活動をどの程度スポイルするものか事前に調査の上での改正を望む。磁石メーカーの活動を制限し、ユーザーが購入する際の状況が悪化することを懸念。</p>	<p>られますが、いずれにしても、ケースごとに異なるため、個別にご相談をいただき、一般化できるものがあればQ&A等により周知してまいります。</p> <p>なお、報告の対象は、該当する設計または製造に係る技術であり、使用に係る技術は、報告の対象に含まれません。</p> <p>2. 「日本国内の磁石に関する特許クリアランスを行う」場合においていかなる技術が提供されるかが必ずしも明らかではありませんが、例えば、日本の特許を侵害していないか確認をするために、特許公報に掲載された公知の情報を海外に提供する場合は、貿易外省令9条2項9号のいわゆる公知例外に該当すると考えられるため、本措置においても事前報告の対象外です。</p> <p>3. 対象技術については、今後とも産業界とも対話しつつ、随時の見直しを図っていく予定です。頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
5	<p>1. 「永久磁石の設計又は製造に係る技術」の対象範囲を明確にしていきたい。</p> <p>2. 既に磁石成形の技術を有する企業へ磁石成形を委託するために、製品図面等の必要な技術情報を提供することも想定されるが、そのような場合には、著しく性能を向上させるといった重要なノウハウやコア技術の提供がないことが多いため、本官民対話スキームの対象外と判断してよいか。</p>	<p>1. 本措置においては永久磁石の設計又は製造に不可欠な技術が対象と考えております。製品毎に実態が異なるため、個別にご相談いただき、一般化できるものがあればQ&A等により周知してまいります。</p> <p>2. 製品図面等の情報であっても、永久磁石の設計又は製造に係る技術と判断される場合には報告の対象となり得ます。ケースごとに異なるため、個別にご相談ください。</p>
6	<p>「永久磁石の設計又は製造に係る技術」について、永久磁石の磁気特性や性能を直接決定する設計情報又は条件設定に関与する技術に限定され、汎用的な製造装置や工程運用のノウハウは除かれると解釈してよいか、その解釈をQ&A等により明確化してほしい。</p>	<p>対象の製品や工程等によって棲み分けは様々であり、一概に定義付けられるものではないため、解釈を明確化することは困難です。製品や工程毎に実態が異なるため、個別にご相談いただき、一般化できるものがあれば今後Q&Aによる周知も検討してまいります。</p>

7	<p>永久磁石については汎用性が高いため、既存材料を使用したものや、一定の最大エネルギー積を下回るものについては対象範囲から除くべき。</p>	<p>永久磁石の設計・製造技術については、特定のスペックによらず、時間の経過とともに主体や用途が変化して取引時点では想定できない軍事転用に繋がる懸念があるため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
8	<p>ソルダーレジストは「半導体集積回路の製造に用いられるもの」とされているが、これは半導体自体の製造に用いられるものが対象であるとの解釈でよいか。</p> <p>イ(七)で「回路基板を被覆する絶縁材料として用いられるレジストをいう」の部分が「ハ(三)において同じ」とされているが、イ(七)での「回路基板」は一般的な電子部品の支持体となる電子基板(PCB等)を指していると考えられる。これに対し、ハ(三)では「半導体集積回路の製造に用いられるもの」が対象とされてきているため、液状型ソルダーレジストであっても、製造完了後(パッケージング完了後)の半導体を実装するための一般的な「回路基板」(PCB等)に用いられるものについてはハ(三)の対象ではないと考えられるが、この理解で問題ないか。</p>	<p>ご認識のとおりでございます。イ(七)で指定するソルダーレジストはPCBに限らず半導体のパッケージ基板を含みますが、ハ(三)で指定されるソルダーレジストについては、ご意見のとおり、半導体自体の製造用に限られます。</p>
9	<p>フォトレジストに関する現行の告示では「半導体のリソグラフィに使用するレジスト」のみが報告の対象となっており、Q&Aにて「レジストのベースポリマーおよびソルダーレジストは含まない」とされている。今回、フィルム型のソルダーレジストおよび液状型のソルダーレジストの設計又は製造に係る技術が報告対象に追加されるが、これらについてもレジスト材であるポリマーの設計又は製造に係る技術は対象外となるか。この部分について、告示本文またはQ&Aにて明確化してほしい。</p>	<p>本措置において、ソルダーレジストについては、ベースポリマーの設計又は製造に係る技術であっても、ソルダーレジストの設計又は製造に係る技術にあたる場合には、報告の対象となります。</p>